

公開・非公開の別	【開催日】平成 31 年 4 月 24 日（水）			
公開	【時 間】15 時 00 分～ 17 時 00 分			
	【場 所】岸和田市役所 第 2 委員会室			
【名称】平成 31 年度第 1 回岸和田市指定管理者審査委員会				
【出席者】○は出席、■は欠席				
中川	山本（宏）	相川	池内	山本（政）
○	○	○	○	○
《施設所管課》福祉部福祉政策課：西村課長、吉川担当長				
《事務局》企画調整部：寒川部長 行財政改革課：新内課長、根来担当員、濱口担当員				
【議題等】				
1. 公の施設の指定管理者制度に係る運用指針の改定について				
2. 福祉総合センターの審査基準等の審査				
3. その他				
1. 公の施設の指定管理者制度にかかる運用指針の改定について				
事務局より指定管理者制度にかかる運用指針の改定内容について説明				
【質疑・意見概要】				
委 員：経年劣化による修繕等に関して、福祉総合センター資料 4 の「リスク分担」では 30 万円以上となっている。金額はこれで問題ないか。				
事務局：金額は指定管理料の中に修繕費として積算しており、30 万円未満については指定管理料の中から指定管理者が修繕する。30 万円以上は市が修繕していくこととなる。				
委 員：この 30 万円は福祉総合センターの金額かと思うが、他施設の場合はどうなっているのか。				
事務局：施設ごとで金額は変わってくる。施設の資産価値を高める支出に関しては市が行っていくこととなる。基本的には 1 件あたり 50 万円以下としており、指定管理料として積算した範囲内で指定管理者において実施していただくこととなる。				
委 員：以前の議論においても 50 万円という話であったかと思う。福祉総合センターは新しい建物なので 30 万円としたのか。				
事務局：指定管理料のなかで積算した金額が 30 万円なので、それを超える費用は市が負担する。				
委 員：改定要旨の右側「3.施設の特性に応じた採点基準」の「施設の分類の考え方」では施設の特性を 1～4 に分類をしている。既に指定管理者制度を導入している施設をこの考え方に基づいて 1～4 に分類しているということか。				
事務局：個別の施設の分類はまだ決定していない。指定管理者制度を導入するにあたって、関係課会議で議論し決定する。また、採点基準の細かい部分については各施設ごとで修正は可能としている。				
委 員：では、現段階では全施設分類されていないということで、この後行われる福祉総合センターもどの分類かわからないということか。				
事務局：施設所管課から説明があるが、2 に分類している。				
委 員：選定項目の「施設の利用に関し、市民の平等な利用が確保されること」とあるが、点数				

ではなく適否の分類でよいのか。

事務局：こちらについては、最低限担保されるべき項目であると考えるので、適否として審査していただきたい。もし、平等な利用が担保できないと審査委員会で判断された場合は失格となる。

委員：各委員が平等利用が担保できないと判断した場合は、他項目が何点とったとしても失格となるのか。

事務局：まず、各委員においてすべての項目を採点していただき、その後審査委員会として判断をしていただきたい。

委員：「価格評価の採点方法」についてよくわからないので教えていただきたい。

事務局：市が提示した設計金額と応募者の最低提案価格の間で相対評価をしていく形になる。契約金額が一番低いものが満点となり、設計金額どおりの提案は0点となる。

委員：「施設の分類の考え方」にある「・施設の設置目的及び市が示した方針に関する取り組み」の施設の設置目的は条例やその分野に関する基本計画以外から確認するものは有るのか。設置目的をどこから確認するのかを知りたい。

事務局：基本的には条例の設置目的から確認いただくこととなる。

委員：条例があまり改正されてなく、条例から目的を読み取るのが厳しいことがあった。それならば、基本計画等からも確認が取れるようにするのが良いのではないか。また、条例に定めなくても良い内容（開館時間等）が記載されていることも気になる。

事務局：条例で定めなければならないことも勘案させていただきながら、検討させていただく。

委員：価格評価のところだが、自主事業も行わず最低価格を提示してくる応募者が価格評価の満点を取るようなことになりかねないと思う。それでも問題は無いのか。

事務局：他項目もあり、価格評価のみで決定するものではない。施設にもよるが、たとえば駐輪場等においては提案内容が限られてくるので、価格評価に重きを置くことになるのかと考えている。

委員：自主事業を積極的に導入して欲しいという希望がありながら、価格評価欄を見ると安ければ良いと見えてしまう部分がある。出し方として気を使わないといけないかと思う。

委員：価格評価は、各委員や委員会は採点しないという認識でよいのか。

事務局：その認識で問題ない。委員会にて審査していただきたいのは収支計画の実現可能性である。価格から見て提案計画が妥当かどうかの判断を頂きたい。

委員：「公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」のP.24「7-2 審査方法」にて総合評価方式の説明がある。総合評価方式は原則扱いで良いのか。

事務局：その通りである。原則総合評価方式により応募者を評価し、出席した委員にて話し合いをしていただく。その後、委員過半数で指定管理者の候補者を決定することとなる。

委員：施設分類の考え方だが、どの基準で行うかによってまったく評価が変わってくるかと思うが。

事務局：施設所管課において施設分類を考える。計画に基づいてどの部分を重視したいかで決定していく。その後、関係課会議において施設所管課が決定した施設分類で問題がないかを確認する。

委員：つまり、遵守すべきルールとして強行規定ではなく、任意規定であるということか。

事務局：その通りです。ただ、基本的にこの施設分類で行っていただきたい。施設の特性に応じて、項目の加除修正等を行っていただく。

委 員：「公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」のP.5 の委託できる業務の範囲やP.7 の指定管理業務及び自主事業の整理が行われているのが良いと思う。特にP.7 の整理についてはとても参考になる。P.14 の質管理者制度活用の適正においては、①～④すべて経済効果のみの記載となっているのが気になる。書き換えることが可能であれば、サービスの質的向上とサービスの量的向上を一本化し、事業の質的量的向上に変更はいかがか。その上で、専門機能の外部調達を追加してはいかがか。指定管理者制度は経費削減の制度だと思われがちだが、外部から専門機能を導入可能であるということが一番大切である。

P.15 公募によらない具体的な場合の④の記載内容に句読点が無いため、わかりにくいものとなっている。

P.26 の施設分類の分け方も良いと思う。以前審査した施設の仕様書には団体に対しての評価項目があったが、改正後の運用指針にはあるのか。

事務局：「施設の管理運営及び運営業務を安定して行いうる物的及び人的能力を有する」に於いて団体の評価をいれていくこととなる。

委 員：施設の有り方検討シートは今あるのであれば見たい。

事務局：今用意していないので、後日お渡りする。

委 員：価格評価の採点方法だが、最低価格を満点とするならば最低制限価格を提示できる能力を持っていたきたい。この価格以下の金額であれば失格であると言えないならば、最低賃金違反等を見抜けずに合格させてしまう可能性がある。その点を検討いただきたい。

委 員：非公募の場合の選定基準の得点の合計点は何点か。

事務局：合計点の5割と定めている。

委 員：これまでに話した内容で、必要箇所は改定する予定か。

事務局：いただいた意見を参考に、運用指針の改定について、今後も継続的に検討をしていく。

2. 福祉総合センター審査基準等の審査

施設所管課より福祉総合センターの審査基準について説明

【質疑・意見概要】

委 員：指定管理業務から福祉的要素のある業務は切り離すのか。社会福祉協議会が行っている業務は、完全に切り離すこととなるのか。

所管課：現在の指定管理者である社会福祉協議会は福祉的要素が大きい。

次期指定管理者は貸し館業務及び教養講座の開催のみとして、それ以外は社会福祉協議会に委託することを想定している。

委 員：次期指定管理者は社会福祉協議会がこれまで行ってきた内容とは違うことを行うのか。

所管課：これまでの指定管理者の選定にあたっては、施設の貸し館業務や教養講座の開催等を非公募で社会福祉協議会に委託してきた。次期指定管理者には一部業務は除くものの、福祉総合センターの機能が損なわれないように運用を行っていただきたいと考えている。

委 員：仕様書P7に書かれている企画提案事業として、従前と同じものとして認識してよいか。

所管課：仕様書P7に書かれている内容は現在行っている教室である。

必ずしもこのような内容の教室の開催を希望しているわけではなく、参考として記載している。そこは企画提案事業として自由に行える。

委員：では自主事業についてはどのように考えているか。

所管課：自主事業については仕様書のP8の(3)-3で記載しているが、自主事業の提案は求めている。

委員：所管課としてこのような提案をして欲しいという希望はあるか。

所管課：所管課としては、この提案をというものはないが、福祉総合センターの設置目的考えて高齢者、障害者にむけた内容を実施していただきたい。

委員：従前の企画提案事業でも、高齢者障害者を対象とした内容とは合致していない内容もあるように感じた。その箇所を明確に行って欲しい。

委員：施設概要書の「現協定書と新協定書の変更点等」でボランティア等養成講座と健康運動講座を除くということか。

所管課：社会福祉協議会が指定管理業務として実施してきた。次回の公募の中ではボランティア等養成講座と健康運動講座を除くことを考えている。

委員：では、公募ということなので、社会福祉協議会とは違う企業・団体等が次期指定管理者となった場合は除くということか。

所管課：次期指定管理者の選定結果に関係なく、次期指定管理業務から除くということになる。

委員：施設概要書の「その他の留意事項」の欄も公募なので、次期指定管理者と社会福祉協議会と連携をとって欲しいということか。

所管課：福祉総合センターは多用途一体型複合施設になっている。次期指定管理者は福祉総合センターと一体となって、必要な連携をしていただき運営して欲しいと思っている。

委員：福祉的要素がある業務に関しては、社会福祉協議会に競争をさせずに委託するのか。

所管課：そのように考えている。

委員：企画提案事業や自主事業に関して、社会福祉協議会以外の団体が福祉以外の講座や事業提案しても良いと思うが、それは大丈夫なのか。

所管課：提案事業の中では教養講座や趣味的の高いものを想定している。そのなかで福祉的な教養講座等の提案は問題ない。

委員：それならば、もう少しわかりやすい仕様書や応募要項にしては如何か。

社会福祉協議会が独占しないほうが良いと思っている。

民間視点から教養講座、福祉講座やコミュニティビジネスがあるのが良いと思う。

この記載内容であれば、福祉関係は切り離し、社会福祉協議会しか行えないように読み取れる。記載方法を工夫されては如何か。

所管課：所管課としても福祉総合センターの属性があり、社会福祉協議会の果たす内容もあるので、その部分を察して運営に支障が出てはいけないと思いがあった。

切り離すという言葉を使用したか、当然多元的に行ったほうが良いと思う。

企画提案型であるので、福祉関係を提案してはいけないとは考えていない。

委員：岸和田市立総合通園センターや岸和田市民活動サポートセンターといった福祉総合センターにかかる条例を見た。

高齢者及び障害者の健康相談は岸和田市立福祉総合センター条例に入っている。

次期指定管理者は岸和田市立福祉総合センター条例第 2 条のことをすると考えるのか、地域支援センターの業務も行うのかどちらか。

所管課：福祉総合センター指定管理者となるので、岸和田市立福祉総合センター条例が基礎となる。先ほどの説明のなかで岸和田市立福祉総合センター基本計画があり、その中で 6 つの施設の機能、市民活動や発達支援等の拠点を置き複合的な機能がある。

施設の特性を理解していたうえで、施設を運営していただきたいと思っている。

委 員：機能と空間はきれいに分かれていないので難しいことだと思う。全体の空間の管理なので、防災の話だけでも連携が難しくなる。新規の事業者が公募してきたとき、不利にならないよう工夫をしているのか。

所管課：仕様書の中で現状の福祉総合センターの実情を記入させていただきたいと思っている。

委 員：あまり詳しく書かないほうが良いと思う。社会福祉協議会の年間計画や市民活動センターの年間計画を参考としていただき、福祉総合センターの 6 つの施設と連携方法を考えるようにとしたほうが良いと思う。

また、地域福祉の推進が新センターの機能として設定されていたと思うが、こちらは社会福祉協議会か次期指定管理者が担当するのかどちらか。

所管課：地域福祉計画は市が策定する計画であり、社会福祉協議会は地域福祉活動計画を策定する。社会福祉協議会は地域福祉を推進していく役目となる。

委 員：平成 26 年 3 月の「岸和田市立新福祉総合センター基本計画」の「3.施設の基本的な役割・事業内容」にて、地域福祉推進の拠点とあった。条例を見ても地域福祉推進の拠点については記載がないので、その機能は社会福祉協議会が持つことになるのか。高齢者と障害者の健康相談等については条例に書かれているが、全体の施設概要にも地域福祉推進の核といった内容は書かれていなかった。地域福祉推進は社会福祉協議会の専売特許となるのか。それとも、施設概要書等に記載するのか。

所管課：地域福祉計画というのは市が策定する。実施するのは社会福祉協議会の役目であるので、地域福祉推進の拠点は社会福祉協議会が担うべき役割と思っている。

委 員：拠点というと場所なので、福祉総合センターを指すのかと思ったのだが。

所管課：必ず福祉総合センターが拠点であるという必要は無い。地域の担い手作り等もあるので、各地域に出向いて活動等を行っている。

委 員：では、地域福祉計画のなかで福祉総合センターはどのような位置づけで、どのような機能なのか。また今回の指定管理から福祉の部分を取り分けたときに、何が残るのがわかりにくい、これが質問の趣旨である。

委 員：対照表があればわかりやすいと思う。

委 員：たとえば、地域福祉計画の内容を記載して、社会福祉協議会の機能や行う内容、次期指定管理者の機能や行う内容というように記載しては如何か。

所管課：福祉総合センターには様々な施設がある。各施設が地域福祉の担い手である。

また、各施設に管理者がおり、各施設がそろって福祉総合センターの地域福祉計画で謳われている機能を果たせると考えている。指定管理業務として位置づけているのは館の運営と一部の事業である。

福祉総合センターとして利用してもらうため、管理運営組織の職員は社会福祉士の資格を有するものと定めている。福祉総合センターの運営を各施設が連携をして行って欲しいと考えている。

委員：資料１の「管理業務の範囲」の「利用（貸館）に関する業務」の二つ目に「福祉総合センターの広報、啓発に関する業務」というのがある。福祉総合センターを機能別では分離できず、同じ空間に様々な機能があるので、相乗効果を狙っているというのが仕様書の中身からも読み取れる。福祉の部分を完全に切り離すのは難しい。条例の箇所も高齢者障害者のみに限っている。

委員：社会福祉からいうと地域包括センターが一番の入り口である。

それが既に入っていると、高齢者や障害者のキーワードで企画提案事業は行いにくい。それならば、貸し館業務のみでの公募がわかりやすいと思う。

また、福祉総合センターの設計図面を見たことがあるが、次期指定管理者の事務スペースは確保されているか。

所管課：１階に指定管理者のスペースを設けている。現在は現指定管理者である社会福祉協議会が貸し館業務を行うために利用している。ただ、社会福祉協議会の事務所が２階にあるため、事務員不在のときもあるという指摘を受けているのも事実である。

委員：線引きが難しいと思う。

所管課：指定管理業務を貸し館のみでも良いかと考えたが、福祉総合センターの特性を理解されないのも施設所管課としては困る。そのため、一部企画提案ができる要素を残した。社会福祉協議会以外の団体が指定管理者となっても、相乗効果が期待できていると思っている。

委員：では社会福祉協議会にもいい意味で切磋琢磨できる団体が入れば、と思っているのか。

所管課：そう思っている。

委員：各委員からの質問はすべて前とどの箇所が違うのか、その部分が理解しにくいといった内容であった。

提案だが、福祉総合センターの基本計画を施設概要書には書かれているが、仕様書や募集要項には書かれていない。福祉総合センター基本計画は非常にわかりやすい。福祉総合センター基本計画を最初に示し、次期指定管理者に行って欲しい業務、社会福祉協議会が行う業務と切り分けて明記すればわかりやすいのではないか。

市民サポートセンターや総合通園センターは指定管理業務外であり、従前は福祉関係の基本的なノウハウも指定管理者が行っていたが、専門的分野は社会福祉協議会に事業委託していることがわかれば良いのではないか。一般教養講座を指定管理者に行ってほしいという内容を記載すればわかりやすい。

ただ、それだけの記載だけでは福祉総合センターに入っている各施設の連携問題も出てくるかもしれないので、各施設の連携をするようにという文言を明記すればよいのではないか。

委員：仕様書P.9「関係機関との連携」の市との連絡調整会議は年２回実施すると記載があるが、「公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」のP.36「13-5 連絡会議」において「１ヶ月から４ヶ月毎程度の頻度で開催する」と記載がある。最低でも年３回実施しなければならないのではないか。年３回の実施は厳しいか。

所管課：年３回の実施に訂正する。

委 員：また、「公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」のP.35「13-3 利用者アンケート」の①作成において３つの設問は必須項目であると書かれている。

仕様書P.9「(4) 利用者満足度等のアンケート調査の実施」では「その他の事項については事前に市と指定管理者と別途協議」と書かれている。その点は、運用指針に合わせたい。

所管課：修正する。

委 員：仕様書P.9の「3.関係機関との連携」において、市との連絡調整会議が書かれているが、総合福祉センター内の各施設の連絡会議も設けるほうが良いのではないかと。

所管課：市との調整会議と記載しているが、必要に応じて施設利用者その他関連施設管理者等を含めての開催と考えている。

委 員：運営協議会といったものは無かったか。

所管課：現時点ではない。前回のモニタリングの際に、市と関連施設や関連施設長の会議ができるようにするべきだという指摘があったので、適宜行えるような記載を仕様書に入れた。

委 員：それは市との連絡会議とは別の会議として開催するのが望ましいのではないかと。

この文章の書き方では、市との連絡調整会議に関連施設が参加すると読み取れる。

市と指定管理者の連絡会議と、福祉総合センターの各施設の連絡調整会議は別の会議として開催するべきかと思う。

「公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」のP.36「13-5 連絡会議」においても、指定管理を実施している施設内で連絡会議を開催することで、作業の効率化が図れると書かれている。この連絡会議は市と指定管理者で行われる連絡会議とは、意味合いが少し違うものだと思う。

委 員：仕様書P.10の「5.管理運営組織について」にて職員の配置について書かれている。それをもとに組織図やローテーションの表を作ると思う。現指定管理者は新しく作成すると思うが、現指定管理者は明確に無かったかと思う。これを機会に必要なものであるという意識をもっていただきたい。

委 員：仕様書P.8「(3) -2 特別講座の開催に関する業務について」において、「特に高齢者・障害者」と書かれているが、必要な文言か。他の事業が高齢者と障害者に特化している。特別講座まで特化すると、他の方々との交流が行われなくなってしまう懸念がある。

所管課：迷う箇所ではあったが、括弧書きを除くようにする。

委 員：当委員会とは別内容になるだろうが、条例で休館日まで定める必要があるのか。

利用者ニーズに合わせて祝日を開館日にするといったことが行えるものが、条例で定めようと指定管理者の自由さが無い。

ましてや、敬老の日の前日と前々日を休みにするというのは如何なものか。

事務局：条例事項に関しては平成 15 年に総務省から通知があり、それに則って開館時間や休館日を記載したものである。条例に開館時間や休館日を記載している市町村は多数ある。もちろん、通知であるので規則に記載している市町村もある。役所が直営で運営していたときより、指定管理者制度を導入した施設の休館日が減ることは、制度の利点として捉えられる。

原則として開館時間や休館日を記載している。市長が特に必要と認めるときは、開館時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができるかと定めている。

この福祉総合センター条例のみならず、他施設の条例にも記載しているので施設所管課では条例内容についての回答は厳しいのでご勘弁いただきたい。

委員：休館日の項目があることについて悪いという意味合いではなく、ここまで具体的に記載する必要があるのか。年間何日休むといった幅を持たせることができるのではないか。所管課から見て意味のある項目であれば、残すべきだと思う。そういった意味で所管課の考えを教えて欲しい。

所管課：敬老の日の前日、前々日に関しては岸和田祭りである。そのため、岸和田駅から近い福祉総合センターを開館していると混乱を起こす可能性がある。

福祉総合センターを開館した昭和 48 年以来、敬老の日の前日、前々日は休館日としている。

委員：条例や規則にて開館時間と休館日を定めているが、市長が特に必要と認めるときは、開館時間等を変更が行える。つまり、指定管理者が必要であれば条例に縛られず、弾力的に開館時間等を変更ができるということで良いか。

所管課：はい、その認識で問題ない。

委員：質疑がなければ、本日各委員からの意見を元に、より良い指定管理制度を作って欲しい。福祉総合センターの審査基準等は大筋承認、一部加筆修正を行って頂きたい。以上をもって福祉総合センターの審査基準等の審査については終了する。

3.その他

各委員の日程を確認した上で、以下の通り開催日時が決定。

令和元年 8 月 2 日（金）14 時～ 全指定管理施設のモニタリング

令和元年 9 月 27 日（金）15 時～ 福祉総合センターの指定管理者候補者を選定

以上